

ふじのくにSDGs飲食店認証制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、SDGsの達成に向けて取り組む飲食店を、県が認証することにより、その付加価値の向上と、事業者及び消費者のSDGsの意識醸成を図り、もって、持続可能な地域社会の実現及び県内食関連産業の持続的発展を推進することを目的として制定する。

第2 認証の対象

認証の対象は、静岡県内に事業所を有し、SDGsの達成に向けた取組を実施している飲食店とし、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもののうち、次に掲げるものを除く施設（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）に規定する営業を行う施設のうち、その店舗内で飲食することを目的としない施設
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第2号から第32号に規定する営業を行う施設
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が特に除外すべきものと認める施設

第3 審査項目及び認証基準

審査項目及び認証基準を次の各号のとおり定める。

(1) 審査項目

審査項目として次の5つの審査項目を定め、各審査項目を構成する取組・活動の内容及び配点は別紙のとおりとする。

- ・地産地消
- ・こだわり食材
- ・環境配慮
- ・ユニバーサルデザイン対応
- ・地域貢献活動

(2) 認証基準

①総合点による区分

取組・活動を100点満点で評価し、総合点に応じて次の3区分により認証する。

区分	ゴールド（金）認証	シルバー（銀）認証	ブロンズ（銅）認証
総合点	75点以上	50点以上 75点未満	25点以上 50点未満

②審査項目ごとの評価

審査項目ごとに一つ以上の取組・活動が実施されていると認めた場合は、星を一つ付与して認証する（最大5つまで付与する。）。

第4 申請

認証を受けようとする対象事業者は、自ら実施する取組・活動について、認証基準に沿って確認し、知事に申請するものとする。申請期限は、令和7年12月31日までとする。

第5 認証等

第4の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出されたデータ等を確認し、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査により申請が第3（2）に規定する認証基準のうち①総合点による区分に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設について、認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を証明する認証書（様式第1号）及び認証マーク（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 知事は、審査により申請が第3（2）に規定する認証基準のうち①総合点による区分に適合していないと認めたときは、当該対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。
- 5 知事は、認証等に関する業務について、委託を受けた者に実施させることができる。

第6 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

第7 変更の報告

認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）の名称や審査項目に関する取組・活動内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

第8 調査等

知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る取組の実施状況を点検させることができるものとする。

第9 認証事業者の責務

認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る取組・活動を継続して誠実に実施し、及び認証施設の従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マーク等の適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

第10 認証の取消し

認証事業者が次のいずれかに該当するときは、静岡県は認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業者から、認証の辞退について申出があったとき
- (2) 第2に規定する認証の対象施設の要件又は第3 (2) ①に規定する認証基準を満たさなくなったとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により認証を受けたことが判明したとき
- (4) その他認証を継続することが適当でないと認められるとき

第11 補則

この要綱に規定するもののほか、ふじのくにSDGs飲食店認証制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年12月5日から施行する。